

介護職員の処遇改善に関する手続の簡素化等を求める意見書

近年の少子・高齢化の進展により、介護が必要な高齢者が増加する一方、介護の現場では介護人材の確保に大変に苦慮している状況です。加えて、介護職員はコロナ禍での介護サービスの継続に資するなど、エッセンシャルワーカーとしての役割がますます重要視されています。そんな中、令和3年11月19日に閣議決定された「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」に基づき、国は、介護職員の収入を継続的に3%程度（月額9,000円）引き上げるための措置を令和4年2月からスタートしたほか、同年10月以降は臨時の報酬改定により同様の措置を講じることとしています。

こうした動きに伴って、介護報酬の請求等における事務手続の負担が懸念されています。地域の介護サービスを持続可能なものとするために、制度の簡素化や事業者側が柔軟に対応可能な介護報酬の運用見直しなどの特段の配慮が必要です。

よって、政府は、介護職員の処遇改善に関する手続の簡素化等に向け、下記の措置を講じるよう強く求めます。

記

1. 臨時の報酬改定において新設される新たな加算については、現行の2つの加算（「介護職員処遇改善加算」及び「介護職員等特定処遇改善加算」）の統合を含めた一本化を検討するなど、事務手続の簡素化に最大限努めること。
 2. 臨時の報酬改定において、介護職員等特定処遇改善加算の配分方法について、対象者に事務職員も含めるなど、事業所等が実情に応じ柔軟に判断して加算金の弾力的な運用が可能となるよう、所要の措置を講じること。
 3. 公的価格の改定時には、現行の2つの加算との整合性も踏まえ、各介護職員の勤続年数と施設内でのキャリア検定制度等を組み合わせた人件費をベースとして事業所ごとに介護報酬総額を算定する方式へ変更するなど、介護報酬申請の手続の簡素化と、人材確保への事業者の裁量権を拡大するための制度の刷新を検討すること。
- 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和4年3月29日

枚方市議会議長 有山正信

〈提出先〉

厚生労働大臣